

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693

6. 琉球政府作成資料

基地障害に関する所管業務

昭和44年7月

琉球政府法務局

目次

1. 航空機等の騒音防止に関する陳情 処理について	1
2. 米合衆国使用土地内の工作物等 の除去又は改修、新設等の陳情 処理について	3
3. 米合衆国使用土地等の取得及び 取得に伴う損失補償について	10
4. 米合衆国政府の使用する土地返還 に伴う復元補償について	18
5. 漁業補償について	26
6. 米合衆国軍隊、軍人及び軍属の 不法行為による損害賠償	28
7. 対日講和条約前の人身事故(死亡 及び傷害)の補償について	31

1. 航空機等の騒音防止に関する
陳情処理について

(1) 航空機による騒音防止陳情について

沖縄における航空機の騒音障害は主として
嘉手納村において発生しており、騒音防止に関する陳
情も嘉手納村長及び同村議会議員からのものが殆
んどである。これらの陳情に対し、米合衆国政府がこ
れまで必要と認めて防音対策を実施したのは嘉手
納村における嘉手納中学校、嘉手納小学校、屋良小
学校の3校のみで、病院、幼稚園、保育所等前記
3校以外の施設については見るべきはない。

又、騒音防止の陳情に対する米合衆国政府の回答は
別紙回答書(別添参照)に述べているとおり「嘉手納
基地当局は航空機の騒音に対処するため、何百万ドル
という金と膨大な労力を費やし、全面的に騒音を和
らげるためのいろいろの試みをして来たが現代飛行
場近辺の騒音を完全になくする方法は知られていない
として米合衆国政府に騒音防止対策のよいことを
示している。

なお、前述した嘉手納村における3つの学校の防音
対策については、1963年5月米琉上地諮問委員

会に提案され、以来同委員会はこの問題の調査及
び検討を重ねた結果、1965年6月これらの学校の防音
工事とエアークンディションの設置を講ずることを勧告した。
高等舟務官もこれを認め1966年12万ドル、1967年30
万ドルを米合衆国政府が負担し、琉球政府において
工事が施工され現在至っている。

(2) 航空路変更に関する陳情書

金武村長から金武療養所の航空機による
騒音障害の防止について高等舟務官に陳情したと
り、第313航空師団も金武療養所の騒音障害を認
め金武部落の東3マイルに航空路を変更することを
認め、しかしこの措置は期待した程の防音効果は
ないようである。

2 米合衆国使用土地内の工作物等の
除去又は改修、新設等の陳情処理
について

本件陳情の内容は主として米合衆国政府の管理
する道路の附属施設(暗渠、側溝、排水等)の
不備のために生ずる被害の防止に関するものである。
米合衆国政府に対しこれらの施設の改修等を
要請した件数は182件で改修等を認めら
れたが76件調査を要する件数が13件却下
76件 未回答17件となっている。

(別紙9頁参照)

陸軍省
琉球列島米国民政府
民政官府

HCKI-LN

1968年7月24日

首題：嘉手納空軍基地のジェット爆音について
宛：琉球政府 行政主席

1. 参照事項

1968年5月20日付貴簡、琉法土第287号
「爆音防止に関する要求決議について」

2. 嘉手納議会の決議を受領し、その内容を検討
致しました。

3. 1967年5月20日付と1967年7月17日付の琉球政府
書簡の回答に関する貴官の向合せについて、民政
官は1967年8月2日に貴官とこれらの書簡で要請さ
れたことを具体的に詰合って、提起された質問に
は頭で回答を与えた。従って、民政府としては、
これらの書簡に対し、正式に文書回答する意向はない。

4. これまで多くの機会に述べましたとおり、米当局として
嘉手納空軍基地の近くで時々騒音が発生する
ことは周知しています。この騒音に対処するため、
嘉手納基地当局は、何百万ドルという金と膨大な
労力を費やし、全面的に騒音を和らげるための
色々の試みをして努力してきた。現代飛行場近
辺の騒音を完全になくする方法は知られていない。

(か、嘉手納基地当局として、基地から発生する騒音を
弱めるため顕著に努力を払ってきたことは、皆様
としてもお認めになるものと信じます。さらに地元住民
の福祉を無視し、忘れるようなことは決してないことを
保証致します。

5. 合衆国対コウスビーの訴訟事件(308 US 266-
1946)の問題は、航空機が着陸お前に鶏舎
の上を非常に低く飛んで、そのエンジンの騒音と着陸
お陰のライトのきらきらする光で養鶏業を廃業せしめ
たことが原因である。損害賠償の訴えが米國損
害賠償裁判所に提起された。訴えの理由は、航
空機がコウスビーの財産権についてその通常の使用を
させたけりような高さでその上を飛行してその財産権
侵害したということである。損害賠償裁判所では
コウスビーの訴えを認める判決がなされたが、最高
裁判所ではその判決を取消し、再審理のため差戻
された。

6. この種の訴訟事件において、米國最高裁判所の述べ
た法的立場は次のとおりである。

a. 土地の所有権が宇宙の外辺にまで及ぶという
普通法の原理は近代社会には通用しない。

b. 空中は公の通路である。

c. 土地所有者は土地に関して建物等により、
物理的に空間を占有しなくても、所有者が土地
に関して占有できるだけの充分の空間をその
地上に有している。

d. 土地の所有者に対して航空機がその上を飛行することにより通常生ぜしめる迷惑は、飛行が土地の享有と使用に直接の妨害となる程度に低く、かつ、ひんぱんでなければ、「第五次修正」による補償を必要とするような権利の侵害とならない。

ク. 以上に述べたことから引出される結論は、嘉手納における騒音は法的に地元の住民の権利を侵害するものではないということでありませう。

民政官に代り

総務官
D. R. ホルツ少佐

軍用道路及び軍用地からの流水被害について

改善を要する 施設	要 請			米 軍 の 回 答					
	新設	改修	その他	新設	改修	清掃	その他	却下	未回答
暗 渠	11	27	1	2	14	0	3	17	3
側 溝	40	6	0	7	2	3	0	31	3
排 水	51	20	0	18	17	4	6	22	4
その他	14	5	7	4	5	0	4	6	7
計	116	58	8	31	38	7	13	76	17

3. 米合衆国使用土地等の取得及び
取得に伴う損失補償について

(1) 土地等の取得について

全沖縄における軍用地の総面積(旧国県有地は除く)は、63,019,337坪で陸地総面積の約9%を占め、その殆んど沖縄本島に集中しております。沖縄本島においては、陸地総面積の約14%、中部地区では約32%で、特に嘉手納村の如きは実に78%も軍用地として使用されている現状にあります。(別添資料参照) それら米合衆国政府の使用する土地等の取得に当っては、高等弁務官第20号(債借権の取得について、1959.2.12)に基づき先ず財産取得要求告知書の提出後、原則として60日以内に琉球政府行政主席は、関係地主と折衝して、基本貸借契約を締結し、更に行政主席と米合衆国政府との間に総括貸借契約を締結して米合衆国政府に転貸される。行政主席と関係地主との間に基本貸借契約が締結できなかった土地等に対しては、米合衆国は収用宣告書を提出し、直接に強制収用がなされる。又米合衆国政府が緊急に使用

する必要がある土地については、財産取得要求告知書を提出してから収用宣告書を提出するまでの間は何時でも即時占有命令を発して、当該土地等を使用及び占有することができている。

なお、米合衆国政府が取得する権利は不定期賃借権と5年賃借権、二種類となっている。

(註: 詳細については土地課発行の軍用地問題の経緯を参照)

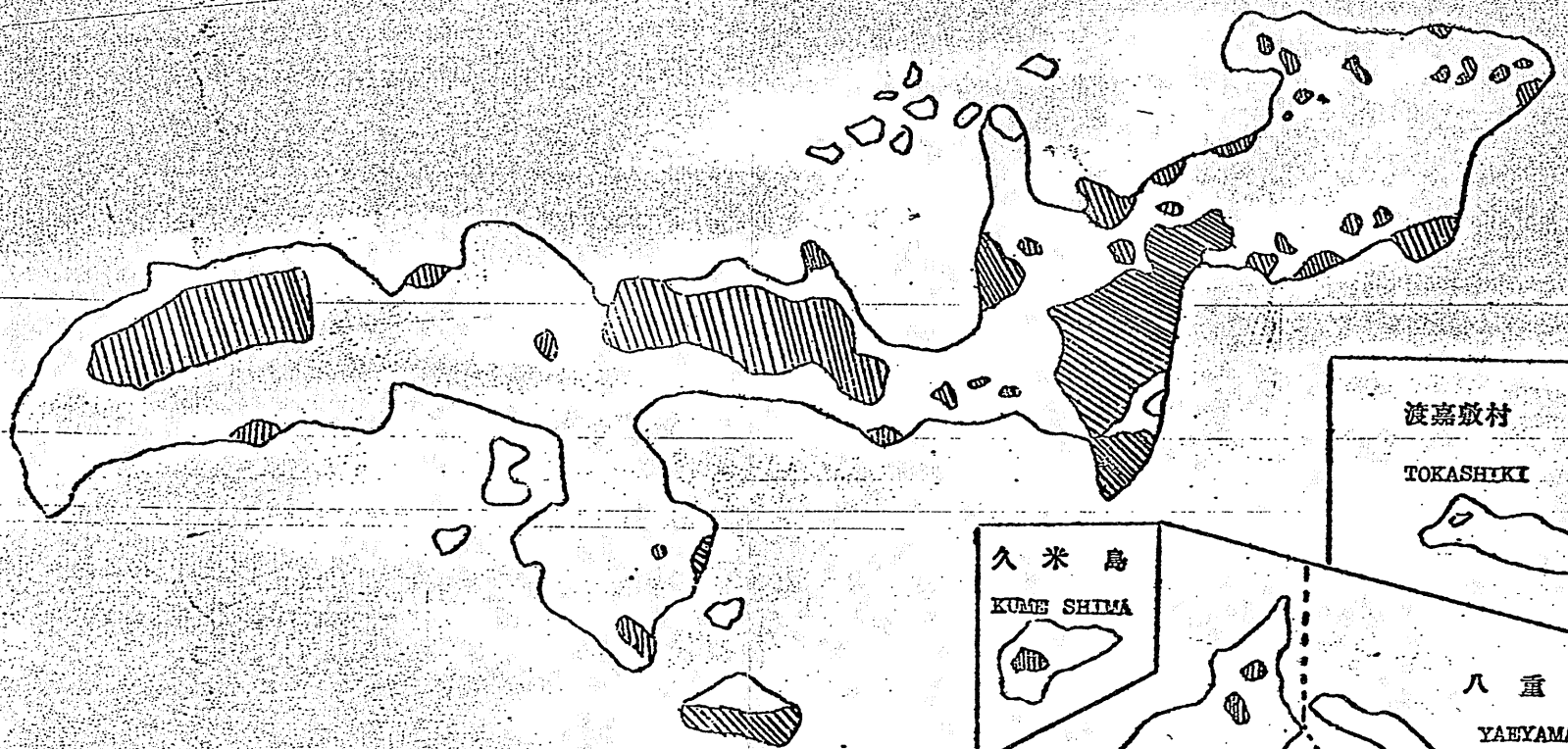
(2) 取得に伴う損失補償について

沖縄において米合衆国政府が使用する土地等の損失補償については、高等弁務官布令第20号(債借権の取得について、1959.2.12)に基づき米合衆国政府がその損失を補償しているが、この布令によって認められている補償項目は、土地等の賃借料、地上物件の補償及び復元補償のみである。これに対し本土における駐留軍の用に供する土地等の使用に伴う損失補償は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の
実施に伴い土地等の使用等に関する特別措
置法」及び「駐留軍の用に供する土地等の損失
補償等要綱」等に基づき国によって土地等の賃
借料及び地上物件の補償の外、農業補償、
残地補償、営業補償等通常受ける損失
の補償もなされている。

前述のとおり、沖縄において米合衆国の使用
する土地等の損失補償の範囲が限定され
ていることは、本土における損失補償制度に
比較し極めて不完全な補償制度である。

圖 布 分 地 用 單



伊 江 島
IE SHIMA

久 米 島
KUME SHIMA

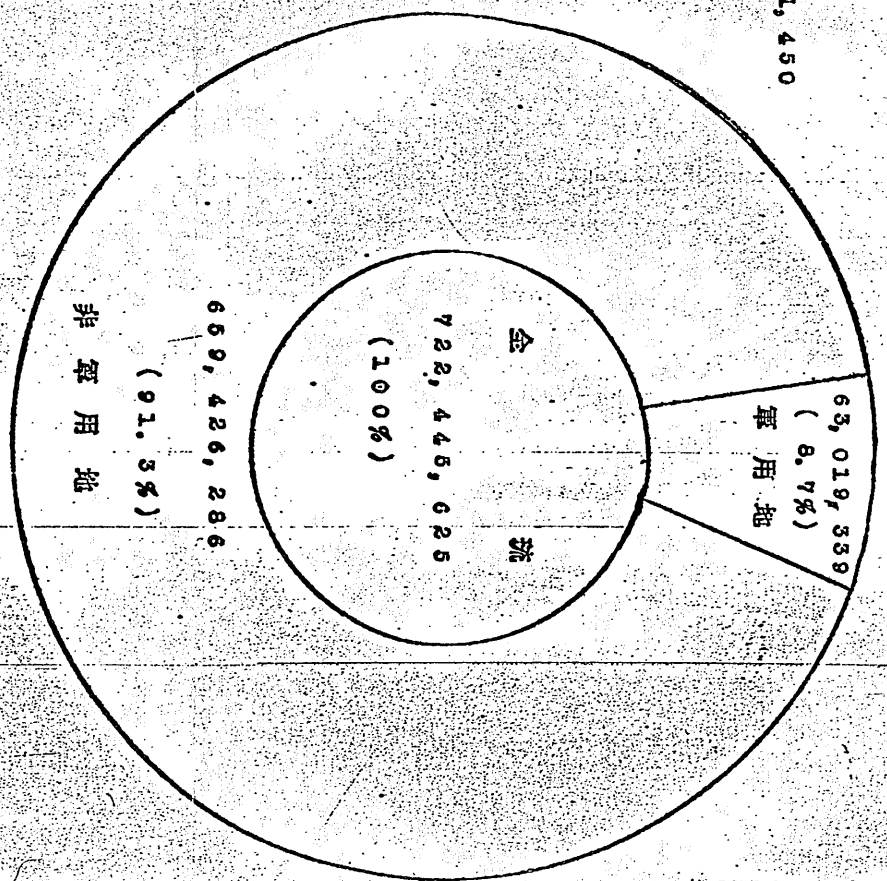
宮 古 島
MIYAKO

渡 嘉 敷 村
TOKASHIKI

八 重 山
YAEYAMA

全琉總面積と軍用地面積との比較

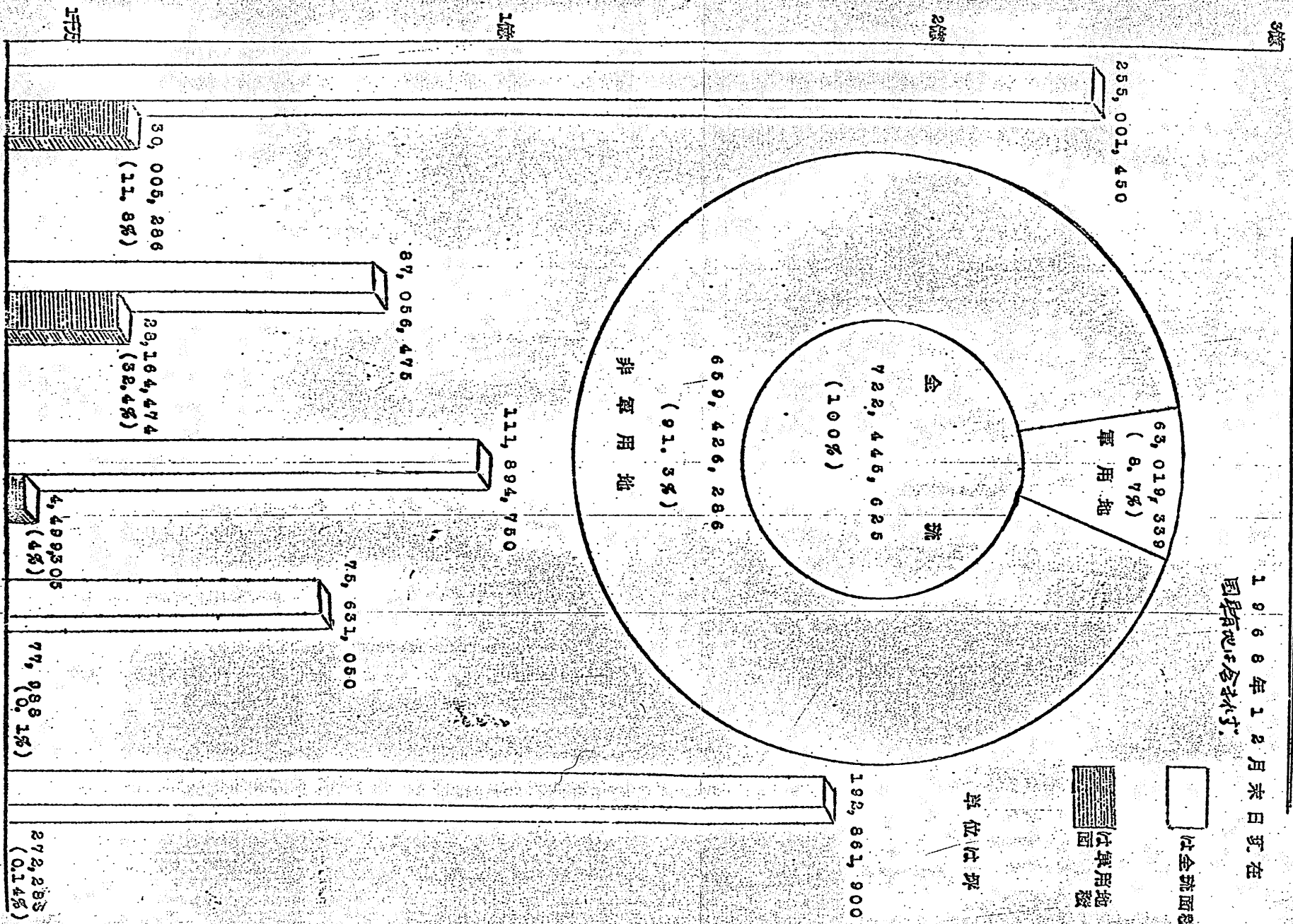
1968年12月末日現在
國庫所在地除外



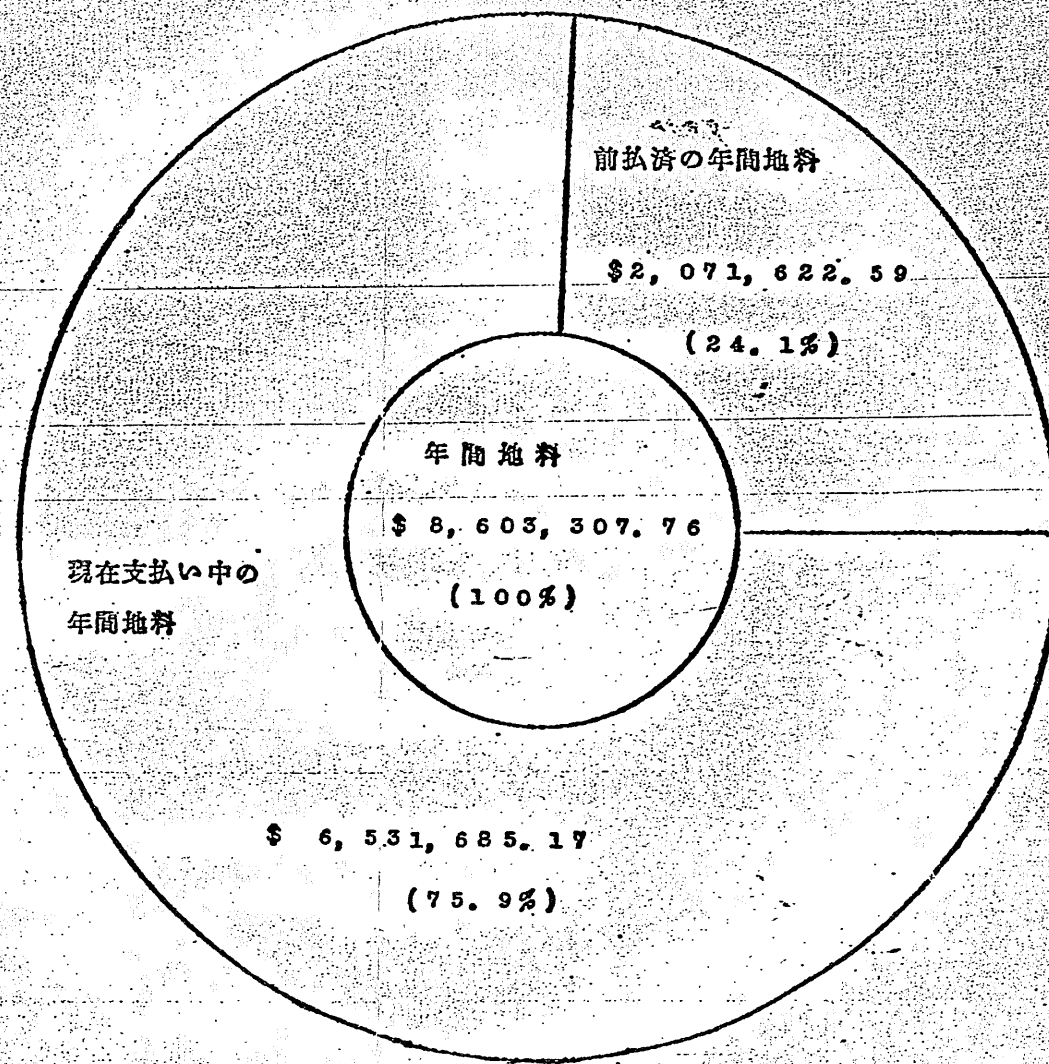
□ 全琉面積

▨ 軍用地面積

單位：坪



軍用地料の年間支払調 1968年12月末日現在

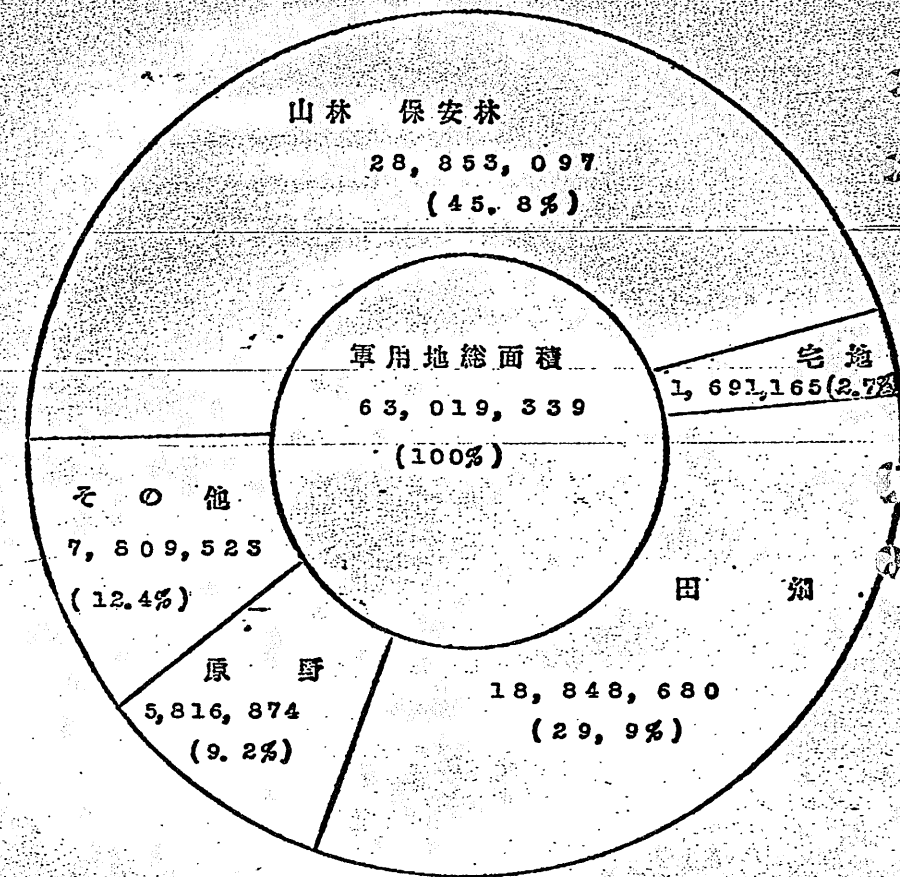
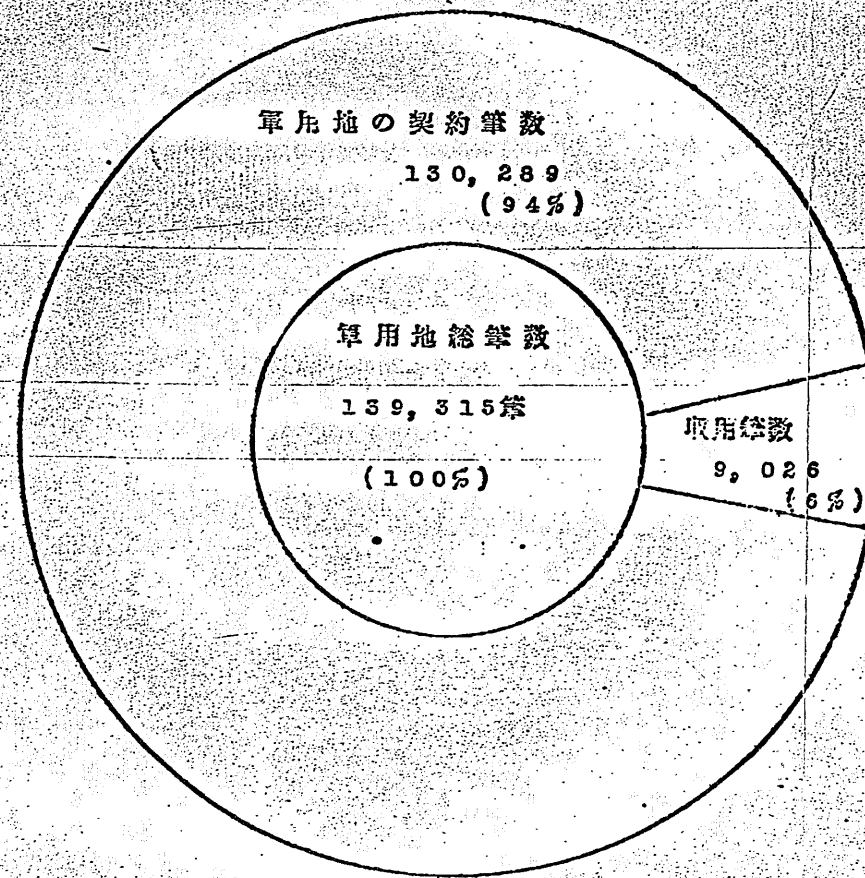


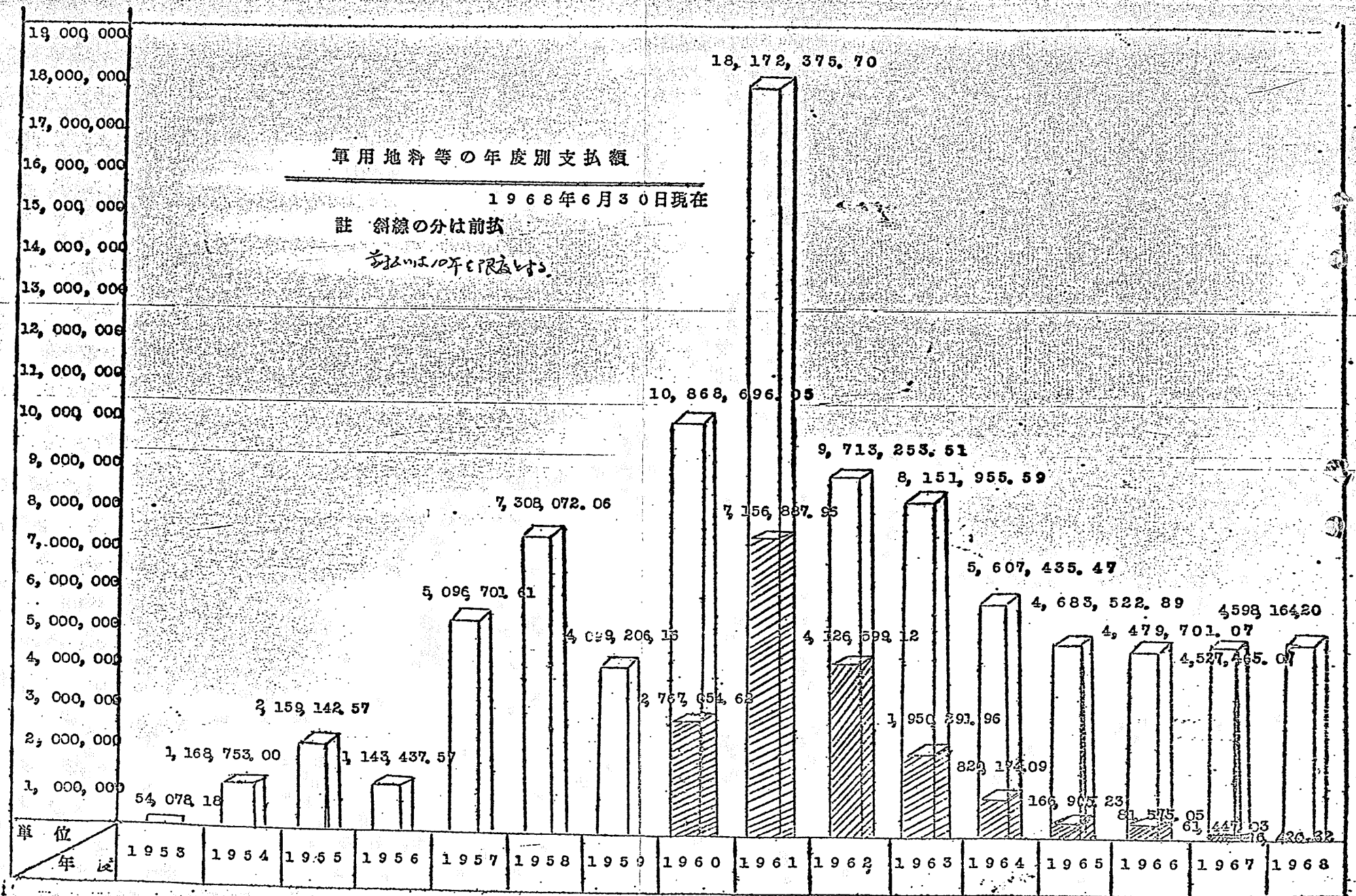
軍用地の契約 収用調

軍用地の地目別調

(1968年12月末日現在)

単位は坪





4 米合衆国政府の使用する土地の返還
に伴う復元補償について

沖縄における米合衆国使用土地の返還に伴う復元補償については、土地の形質変更の時期及び返還の時期により次の3通りに区別され復元補償を認めるものと認められないものがある。

(1) 1950年7月1日以後に形質変更された土地の返還に伴う復元補償は高等弁務官布令第20号により認められている。

(2) 1950年7月1日以前に形質変更された土地で1961年6月30日までに返還された土地の復元補償は高等弁務官布令第60号により恩恵的に認められた。

(3) 1950年7月1日以前に形質変更された1961年7月1日以後に返還された土地又は返還される土地の復元補償は講和条約第19条によって請求権を放棄しているとして、米合衆国政府は復元の責任はないと云っている(別紙^{参照})

沖縄における現在の米合衆国使用土地は殆んど1950年7月1日以前に形質変更されたものであり、上記(3)に属するものである。したがってこれが返還された場合の復元

補償については何らの措置も講じられない状態で関係地主は大きな不安を抱いているものである。又これまで高等弁務官に提出した復元補償請求の中で上記(3)に該当する土地の復元補償請求はすべて却下されている。

本土政府においては、駐留軍の用に供された土地が返還された場合は、その土地の形質変更時が講和前であるか講和後であるのかにかかわらず復元補償の請求を認めており、

沖縄においても本土同様の措置が講じられるよう特に御配慮願います。

米 國 民 政 府

HCRI-LL

1964年10月8日

首題： 復元補償請求権の発生時期に関する疑義照会
について

あて： 行政主席

1. 標記首題の1964年8月28日付の貴簡琉法土第299号に對

し次の通り回答する。

2. 上記書簡は次の通り疑義照会をしている。復元補償請求権は貸借契約の終結(即ち解放)のときに発生し、従ってこの補償支払は米國政府による解放の時期を基礎にすべきであると解してよいか。

3. 日本國との平和条約の第19条は1945年9月2日以後いずれかの連合國が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を除き、日本國は、この条約の効力発生の前に日本國領域に於けるいずれかの連合國の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄すると謳っている。1950年7月1日前に改変され又は損害を受けたすべての軍用地に關し、その復元の責任は条約の第19条によって消滅したので地主に返還された期日のいかんにかかわらず米國は一切その責任を負わないというのが米國のこれまでの見解である。なお、これらの請求に対する支払の法的根拠も存在しない。

4. 軍用地内の不効産の使用に對する補償に關する1953年12月5日付民政府布告第26号は1950年7月1日から1952年4月27日まで米國軍隊が収用した土地及びその損害については暗黙の契約により然るべく補償することを規定している。よってこの期間における米國の土地使用及び損害に對する補償請求は対日平和条約の権利放棄規定の適用を受けない。従って米國はこの期間中の暗黙の契約による土地使用に對しての補償は「かりで」なく、1950年7月1日か収用の日のいずれかおそい方の起算現在に当該土地を復元し、もしそれが不可能であれば同期日以後の使用により生じた損害に對して所有者に補償を支払う義務を有することになる。

5. 当初米國が1950年7月1日以後に土地を賃借し占有し且つ使用し始め、そして1950年7月1日以後に損害を蒙った場合において地主が損害発生の時期を定めることが難しく、あるいは出来なくても地主の権利は害されない。この場合地主は自分が当然受けるべき損害補償を貰うために損害発生の時期が分らなければならぬということはない。このような場合においては損害が1950年7月1日以後1952年4月28日前の期間中に発生して、いわゆる講和前の補償請求になってもあるいは1952年4月28日以後の損害のため講和後の請求になっても地主から布告第20号の12項による復元要求の通知があれば米國は契約の終結の際に当該土地を収用時の状態に復元し又はそれに代る補償を支払うものである。

6. 以上にかんがみ、次の通り貴照会に回答する。即ち復元請求権の発生する時期のいかんにかかわらず、米国の法律上の復元義務は土地の契約当時の状態に及ぶものであって、いかなることがあっても1950年7月1日前の状態に及ぶことはない。

首席民政官に代り

総務局長

ジョン・M・フォード中佐

5. 漁業補償について

沖縄における漁業補償については米合衆国軍隊等の不法行為により生じた損害については外国補償請求法に基づき損害賠償の請求が出来るようになってゐるが、本土において実施されている「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」及び「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に基づく漁業経営上の損失については、沖縄では法的制度もなく今日まで何の補償もなされず、まま放置されているのである。これについて1966年2月漁業組合別に米合衆国土地裁判所に訴願を提起しているが、まだ審理されていない状態である。このように沖縄においては本土と同くアメリカ合衆国の軍隊の行為から生ずる漁業経営上の損失を受けながら何の救済措置もなく漁民に多大の損失を与えている実情にあるので本土同様の補償ができるよう措置を講じていただきたい。

6. アメリカ合衆国軍隊軍人及び軍属の 不法行為による損害賠償

本土の防衛施設庁においては、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊軍人及び軍属の不法行為に基づく損害賠償事務は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という）の18条第5項及び第6項の規定により処理しており、その中公務外事故に適用される法規はアメリカ合衆国の「外国補償請求法」であり、本土も沖縄も同じである。しかし公務上事故の場合、沖縄においては、公務外事故の場合と同様、「外国補償請求法」が適用されるのに対し、本土では上記の「地位協定」の18条第5項及び損害賠償額の算定基準である「防衛庁の損害賠償に関する内訓」（以下「内訓」という）が適用され、損害賠償事務は処理されている。上記のとおり、公務外事故については、本土も沖縄も同じく「外国補償請求法」であるが、公務上事故である場合、本土においては法令上は「地位協定」の18条第5項及び「内訓」の規定に

より、また賠償額においては、沖縄と異なり限度額がないため（沖縄においては＄15,000の限度額がある）沖縄における公務上事故の場合の賠償例に比較し、多額の賠償金が支払われている（別添^{30頁}のとおり）。これについて沖縄においても住民の生命身体及び財産について公務上事故の場合における賠償額の限度を排除し、本土同様の賠償が実現できるよう措置を講じてもらいたい。

本土における公務上、外の主な賠償例

事故名	被害者の性別	年齢	職業	事故発生年月日	請求額(円)	支払年月日	支払額(円)
① 交通事故(死亡)	男	25	会社員	1967年1月11日	29,609 ¹⁰⁵ (10,659,258 ¹⁰⁵)	1968年1月9日	17,835 ⁴¹ (6,420,749 ⁴¹)
② 交通事故(死亡)	男	33	公務員	1966年3月27日	29,543 ⁶⁵ (10,635,713 ⁶⁵)	1966年11月30日	23,061 ¹¹ (8,302,000 ¹¹)

注
15,000円は
賠償額
8,061円は
強制保険及
任意保険金

沖縄における公務上、外の主な賠償例

事故名	被害者の性別	年齢	職業	事故発生年月日	請求額(円)	支払年月日	支払額(円)
① 米軍空中給油機墜落事故(死亡)	男	34	会社員	1966年5月19日	58,042 ⁷⁷	1967年3月8日	14,125 ³³
② 米軍人による刺殺事故(死亡)	男	45	薬店主	1966年12月3日	169,397 ⁶³	1967年8月18日	14,200 ¹⁰⁰

7. 対日講和条約前の人身事故(死亡及び傷害)
の補償について

1945年8月15日後から1952年4月28日前までの期間
における合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い琉球
住民がこうむった人身事故(死亡及び傷害)に対する補償
については米国公報89-276号及び高等弁務官布令
第60号に基づきすでに支払いされたところであるが、
請求に必要な書類の完備に時間要し、メ切不可に
合致請求洩れとなり未補償になっているのが約
300件もあり、これらの被害者又は遺族は講和前人身
傷害未補償連盟を結成し、その補償を訴えてい
るところである。沖縄における講和前補償は、上記法
令に基づき請求されたのではなく、該法令が公布される以
前に琉球住民が補償請求をしたものについて、
それを(それに限って)容認する形でなされているため、請
求洩れについては全く配慮されないのである。しかし
琉球政府としては、未補償連盟の陳情に基づき、
公平の立場から高等弁務官に特別の配慮方を要請
したが講和条約第19条により、請求書を放棄している
こと及び上記米国公報も追加請求を認めていない
との理由で考慮できないとの回答に接している。

ところが、これらの被害者の多くは生活にも困難に
あり、未補償のまま放っておくことはしむを得
ないことであり、本土政府において何等かの措置を
講じていただくよう切望願います。

訃案

審議事項

法務局
(土地課)

- 1. 軍用地の地位協定適用準備
- 0 2. 復元補償
- 0 3. 軍用地取得に伴う通損補償
- 4. 未払軍用地料の措置
- 5. 所有者不明土地
- 6. 非細分土地
- 0 7. 土地裁判所訴願事案の処理
- 0 8. 財産および人的損害の賠償

軍用地の地位協定適用準備

- 1 沖縄の施政権返還に伴ない、米軍の土地使用の根拠法令となつて
いる現行の布令第20号は失効し、沖縄における米軍の土地使用の法的根
拠がなくなる。反面復帰と同時に地位協定が適用されて、本土政府は沖
縄の軍用地を米軍に提供する義務を負うことになる。
- 2 本土の場合には政府と地主との間で、原則として民法上の賃貸借契約(期限は1年
で毎年更新)を締結して賃借権を取得し、これを米軍に提供している実情である。
従つて、沖縄の軍用地についても、本土と同様な民法上の賃貸借契約を地主と
の間で新たに締結すべきである。(ただし、借料その他の損失補償については、
沖縄の特殊事情を考慮すべきである。) それ以外の方法、たとえば、地主と新たに
契約することなく特別措置によつて包括的に軍用地に対する権利を取得する等の方
法は、本土の取扱いとも相違し、かつ地主の充分な権利主張の機会をも奪うこと
になると思料するので、反対である。
- 3 従つて、本土政府は、沖縄の軍用地についても本土と同様、地主と新たに賃
貸借契約を締結するよう強く要求する。しかし、この新規契約の締結に当つては、
次の諸問題を解決しない限り相当困難が予想されるので、本土政府は、これらの問
題解決について早急に適切な措置を講じ、新規契約が円満に締結されるよう考
慮してもらいたい。

- (イ) 軍用地内地籍の整備 (ロ) 地料算定基準の問題 (ハ) 各種損失補償の問題
(ニ) 講和前後元補償の問題 (ホ) 前払地料の問題 (ヘ) 収用による軍用地の取扱等

註1 沖縄市町村軍用地地主会連合会の「軍用地問題に関する提議書」より抜粋

1 軍用地の移管方法について

沖縄の軍用地については、施政権返還に伴い、米政府の賃借権が
消滅することから、日本政府は、地主の合意に基づく新規の賃貸借契約等
の措置を講じて貰いたい。

註2 7月27日衆議院沖縄特別委員会における愛知外務大臣の答弁より(7月28日琉球
新報朝刊)

永末氏

復帰時には1件ずつ新たな土地契約を結ぶ決意があるか

愛知外務大臣

十分検討させてほしい。改めて個別に契約することは必ずしも予測して
いないが、現状より悪くならないよう技術的、法制的に検討したい。

復元補償

1. 1950年7月1日前に米軍によって形質変更された軍用地で
 - (イ) 1961年6月30日までに返還されたものについては、布令第10号により復元補償が米合衆国により行われた。
 - (ロ) 1961年7月1日以後に返還されたもの及び将来返還されるものについては、米合衆国は、平和条約第19条をたてに復元補償を拒否している。軍用地の大半がこれに該当するので、地主にとって大きな問題となっている。

2. 1950年7月1日以後に米軍によって形質変更された軍用地で
 - (イ) 復帰までに返還されるものについては、布令第20号に基づき、米合衆国により復元補償が行われるので問題は無い。
 - (ロ) 復帰後に本土政府によって返還されるものについては、形質変更が復帰前であるという理由で、日米両政府のいずれが補償するのか問題である。

3. 従って、上記1の(ロ)及び2の(ロ)の復元補償については返還協定の中で日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしておきたい。なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、本土政府が全面的に補償するよう要望する。

メ

軍用地の取得に伴う通損補償。

1. これまで米合衆国が沖縄において軍用地を取得する場合、地料支払いと地上物件の買上補償のみを行ない、土地取得に伴って通常生ずるその他の損失補償。たとえば離作補償、残地補償、隣接財産の補償、水利権補償、漁業補償等はなから行なわれていない。
2. 本土においては、これらの補償がなされているので、沖縄の軍用地についても、当然これらの補償がなされるべきであると考える。
3. 従って、復帰前に生じたこれらの損失に対しては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にし、補償措置を講じてもらいたい。なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、本土政府が全面的に補償するよう要望する。

未払軍用地料措置

- 1 軍用地料は布令第20号に基づき 琉球政府の契約に係る地料は契約上の債務者として、米合衆国の収用に係る地料は、米合衆国から委託を受けてそれを琉球政府が支払っている。
- 2 ところで、いろいろな理由でどうしても支払えない軍用地料が相当ある(1970年6月30日現在で#1036,062,93)。当該未払地料のうち琉球政府の契約に係るものは、琉球政府が保管し、米合衆国の収用に係るものは、10年経過後は米合衆国から要求があり次第返還し、その後地主は米合衆国に請求することができるとなっている。
- 3 復帰までに未払地料の支払いに極力努力するが、それでも復帰までに支払えないものが相当残ることが予想される。
- 4 復帰までに支払処理できない軍用地料については、日米琉の協議により復帰時点で全部本土政府に引き渡して、復帰後は本土政府の責任で支払い措置を講じてもらいたい。

所有者不明土地

1 第2次大戦の戦禍によつて、沖縄郡島内の土地に関する公図、公図が全焼した。そこで当時の占領軍によつて指令、布令等が公布され、一定の手続を経て土地所有権を認定し、1951年4月1日ついでに土地所有権証明書が交付され、公図、公図が作成された。

2 ところが当時一定期間内に所有権申告がなされなかった土地は、所有者不明土地として処理され、そのうち墓地、社寺用地、霊地又は聖地は市町村がその他の地目の土地は琉球政府が管理して現在に至っている(布告16号)

3 所有者不明土地は、市町村又は琉球政府が一般私人に賃貸し、収益金を積立て、所有者が裁判(非訟事件的手続による裁判)によって確定すると、管理解除して、土地を引渡し、積立てた収益金から管理費用を差し引いて還付している。

4 また、沖縄本島の北部及び離島(粟国)に所在する所有者不明土地については、真の所有者がいるが裁判所で所有権確認を受けないのが相当いる。

5 従つてこれらの所有者不明土地については、これからも真の所有者が現われることが充分予想されることから復帰に際して無主物として処理されることのないよう、復帰後も残る所有者不明土地については、その管理の適正と所有権確認の促進を

期するうえから管轄市町村の管理にするのが適当であると考えるので、そのような措置を講じてもらいたい。

非細分土地

- 1 非細分土地とは、軍用地内に在り、軍用地の実測面積から台帳記載の面積を差し引いた残面積の土地である。
- 2 このような土地は布令第146号により市町村非細分土地として市町村管理とし、その軍用地料は市町村に支払われている。
- 3 本土にはこのような制度はないが、しかし沖縄の軍用地については復帰後もこの制度が継続するよう適切な措置を講じてもらいたい。

土地裁判所訴願事案の処理

- 1 軍用地の適正地料の要求については、琉球列島米國土地裁判所に訴願できることになっており、1970年5月末現在訴願中の事案が9616筆ある。
- 2 さらに、海上演習等に伴う漁船の操業制限等によって生じた漁業損失のうち、講和前のものについては、布令第60号により補償されたが、講和後のものについては、補償がなされず、目下、琉球列島米國土地裁判所に訴願中であり、1970年5月末現在訴願中のものが16件ある。
- 3 上記事案のほか、これまで土地裁判所に訴願したもので適正な解決を見なかったものが非常に多い。
- 4 これらの事案については、復帰後本土政府において、再審の措置を講じて救済してもらいたい。

財産及び人身損害の賠償

1 米合衆国の軍隊、軍人、軍属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償については、

- (イ) 講和前のもので1961年6月30日までに請求したものについては、布令第60号による措置され解決を見た。しかし同期日までに請求しなかったもの(317件、\$573,954.18、講和前人身傷害未補償者連盟調べ)は未解決のままになっている。
- (ロ) 講和後のものについては、外国補償請求法により処理されている。しかしこれについても復帰の際未解決のまま残るものが予想される。

2 従って、これらの未解決のものについては、返還協定の中で、日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしてもらいたい。なお返還協定において、これらの請求権が放棄された場合は本土政府が全面的に賠償してもらいたい。

0.009 2019
0.288

沖龍住民の補償要求について

15.9.7

項目	概要	資料関係	備考
1 復元補償	米軍使用土地の返還に伴う復元補償について 一部米側によって行われたり 1950年7月 復元更正 1961年7月1日以後に返還され は返還される土地に対する復元補償は 19条(4)によって請求権を放棄しているとして 補償を拒否している。	沖龍町村庁用地地主会 連合会による資料あり。	
2 軍用地取得に伴う 損失補償 (後の権利)	米側が土地の接収する場合 右60号の 地上物件の補償のみから行われ、 <u>耕作補償</u> <u>債権の発生する損失補償</u> は行われていない。 (水利・灌溉)	60年に調査した資料あり 以土地課にあるか未集計。 土地課で現在調査中。 年度調査(60年時点から)	環境に集計せざるを得ず。 土地課 ↓ public notice
3 講和前人身傷害に 対する補償	講和前人身傷害については米軍公認89-276号と 米60号に基づき既に米側が補償しているものがあるが 未補償のものも少なくなく、補償分について同條が 件に対し補償要求を提出した。これに対し米側は 条約(19条(4))を引用しつつ補償を拒否している。	講和前人身傷害補償 が実施された資料あり。 米該事業37件、請求額 約57万ドル。 244名は未済 (補償地)も多数 請求に反したため、或はこれに財政的困難あり	講和前の物的損害の本補 償分については関係団体 協会の動きもある。 神戸大学大学院 等にも関心あり。
4 講和後おける米軍 軍の不法行為による損 害補償	講和後のものについては「外国人損害賠償法」によって補償が 行われているか、 <u>現在係属中</u> 又は <u>予談不成</u> と米側決 まるとしているものがある。 如何なる程度の 被害	環境に提出した事業について 土地課で把握できず、 全般的に資料はない。	調査の要あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

沖龍町村庁
資料あり

8/26調査
EJIS200

⑤ 調査調査	農業補償 (移転費等) 漁業権の調査	米軍の復旧による操業制限等漁業経営上の損失について法的権限はどうか。何の補償もこれ以上については、現在土地裁判所に訴願を提起中である。	の損失はどのくらいか。提起中。	沖能町打撃用地地主連合会に対する訴願のための資料あり。訴願件数16件、請求額約1,700万円。	
⑥ 調査調査	基地公営に対する補償	基地周辺の騒音、水質汚濁等のいわゆる基地公害に対する補償問題(これらは「燃える財産」)	基地公害は訴願不明。	(施設等の売却(不利) 善悪がわからない)	積極的に売却を検討中。施設も売却。一般に売却は難しい。
⑦	米軍の軍用地取得に対する適正補償 借地料の増徴(移転費等)	土地の貸借料の許価について地主に不利あり。適正補償を要求して土地裁判所に訴願している。	あり。適正。	土地裁判所に訴願中のものについて資料あり。	
⑧	米軍用地者との地代	[移転問題]	不備。原因不明。	訴願リスト(2) 9.116件 要求借地手向 約322万円(現在120万円)	米軍の適正 270% 1546250
⑨	国有地管理 - 不透明	地主 → 米軍に支払要出 米軍、D也政府が支払を拒否している。	202	202	米軍の適正 270% 1546250
⑩	埋没地、(埋没地)	埋没地、(埋没地) 土壌	埋没地者との交渉	① 大分県埋没地対策委員会 ② 福岡県埋没地対策委員会	9/24 - 10月頃
⑪	片断	(大分県埋没地対策委員会) (岩瀬君の同意)		(大分県埋没地対策委員会) (岩瀬君の同意)	

3

秘

軍用地問題等に関する提案

1970年11月

琉球政府

軍用地問題等に関する提案

(提案理由)

- 1 1969年11月の日米共同声明は、沖縄の復帰にあつて、日米安全保障条約及びこれに関連する諸取決めを変更なしに適用し、必要な米軍基地の保持を図ることを合意しているが、これについて沖縄県民は多大の不安と不満を抱いているものである。その中で基地のために所有地の接収を余儀なくされている軍用地地主は、復帰に際し軍用地が如何なる形で処理されるかについて最大の関心を寄せており、これら地主の団体である沖縄市町村軍用地地主会連合会は、先般軍用地に関する地主の態度を各関係機関に表明し、その解決を強く要求しているところである。
- 2 琉球政府は、沖縄の軍用地地主が過去25年余にわたつて蒙つた不当な損失を回復し、さらに地主の将来の利益擁護の立場から軍用地地主会連合会の要請に基づき、別紙のとおり、軍用地に関する問題等を提案して、その解決を要求するものである。

1. 軍用地の地位協定適用について

(イ) 沖縄の施政権返還に伴ない、米軍の土地使用の根拠法令となつている布令第20号は失効し、沖縄における米軍の土地使用の法的根拠がなくなる。

したがつて、沖縄の軍用地が復帰時点で地位協定の適用による施設及び区域として引続き使用されるとするならば新たな手続を必要とする。

(ロ) 本土の場合は、政府と地主との間で、原則として民法上の賃貸借契約（期限は1ケ年で毎年更新）を締結して賃借権を取得し、これを米軍に提供している実情である。

したがつて、沖縄の軍用地についても本土と同様な民法上の賃貸借契約を地主との間で新たに締結すべきである。

（ただし、借料その他の損失補償については、沖縄の特殊事情を考慮すべきである）。それ以外の方法、たとえば、地主と新たに契約することなく、特別措置によつて包括的に軍用地に対する権利を取得する等の方法は、本土の取扱ひとも相違し、かつ、地主の充分な権利主張の機会をも奪うことになるので、反対である。

(ハ) したがつて、日本政府は、沖縄の軍用地については、本土と同様地主と新たな賃貸借契約を締結するよう強く要求

する。しかし、この新規契約の締結に当つては、次の諸問題を解決しない限り、相当困難が予想されるので、日本政府は、これらの問題解決について早急に適切な措置を講ずる必要がある。

借料の算定について

復元補償について

各種損失補償について

一時使用許可地（黙認耕作地）について

2. 非細分土地について

(1) 非細分土地とは、軍用地内に在つて軍用地の実測面積から台帳記載の面積を差し引いた残面積の土地である。

(2) このような土地は、布令第146号により、市町村非細分土地として市町村管理とし、その軍用地料は、市町村に支払われている。

(3) 本土には、このような制度はないが、沖縄の軍用地については、地籍調査がなされていない等の実情を考慮のうえ復帰後もこの制度を認め、それに対する軍用地料は当該市町村に支払うよう措置を講じてもらいたい。

3 土地裁判所訴願事案の処理について

- (1) 軍用地の適正地料の要求については、琉球列島米國土地裁判所に訴願できることになつており、1970年5月末現在訴願中の事案が9,618件(17,878筆)ある。
- (2) さらに、海上演習等に伴う漁船の操業制限等によつて生じた漁業損失のうち、講和前のものについては、布令第60号により補償されたが、講和後のものについては、補償がなされず、目下琉球列島米國土地裁判所に訴願中であり、1970年5月末現在訴願中のものが17件ある。
- (3) 上記事案のほか、これまで土地裁判所に訴願したもので適正な解決を見なかつたものが、非常に多い。(1970年5月末現在3,348件のうち勝訴51件で他は請求棄却)
- (4) 上記事案のうち復帰のときまでに棄却され、または、未処理となつている事案は復帰後日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。

4 復元補償について

- (1) 1950年7月1日前に米軍によつて形質変更された軍用地で
 - (イ) 1961年6月30日までに返還されたものについては布令第60号により、復元補償が米合衆国によりなされた。

(ロ) 1961年7月1日以後に返還されたもの及び将来返還されるものについては、米合衆国は平和条約第19条をたてに復元補償を拒否している。

軍用地の大半がこれ該当するので、地主にとつて大きな問題となつている。

- (2) 1950年7月1日以後に米軍によつて形質変更された軍用地で

(イ) 復帰までに返還されるものについては、布令第20号に基づき、米合衆国により復元補償がなされるので問題はない。

(ロ) 復帰後に日本政府によつて返還されるものについては、日米両政府のいずれに補償責任があるか問題である。

- (3) 上記(1)の(イ)及び(2)の(ロ)の復元補償については、返還協定の中で日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

5 軍用地の取得に伴う通損補償について

(1) これまで米合衆国が沖縄において軍用地を取得する場合、地料支払いと地上物件の買上補償のみを行ない、土地取得に伴って通常生ずるその他の損失補償、たとえば、離作補償、残地補償、隣接財産の補償、漁業補償等は、なんら行なわれていない。

(2) 本土においては、これらの補償がなされているので、沖縄の軍用地についても、当然これらの補償がなされるべきである。

(3) したがって、復帰前に生じたこれらの損失に対しては、返還協定の中で、日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

6 財産及び人身損害の賠償について

(1) 米合衆国の軍隊、軍人、軍属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償については

(a) 講和前のもので、1961年6月30日までに請求したもののについては、布令第60号によつて措置され解決

を見た。しかし、同期日までに請求しなかつたもの

(317件、\$573,954.18、1969年10月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟調べ)は、未解決のままになっている。

(b) 講和後のものについては、外国補償請求法により処理されている。しかし、これについても、復帰の際、未解決のまま残るものが予想される。

(2) したがって、これらの未解決のものについては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄された場合は、日本政府が全面的に賠償するよう措置を講ずべきである。